

## マレーシアにおける問題点と要望

区分	経由団体	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
9 輸出入規制・関税・通関規制	日鉄連  日鉄連	(1)	輸入関税引き上げ	<p>・2002年3月15日、国内産業保護のため、熱延、冷延鋼板、亜鉛めっき鋼板、溶接鋼管の輸入関税が引き上げられた。</p> <p>(継続)</p> <p>・2009年8月1日、鉄鋼産業政策の見直しにおける段階的な輸入関税引き下げ。</p> <p>棒鋼の輸入関税を2009年8月1日に10%まで引き下げ、更に2010年1月1日に5%まで引き下げる、鋼板の輸入関税を2009年8月1日に25%に引き下げ、2018年1月1日までに0~10%に引き下げる、輸出用最終製品の原材料に使用されるもの、現地では生産されていないもの、ゼロ関税の最終製品の原材料として使用されるものの輸入関税を免除することとした。</p> <p>(継続)</p>		
	日鉄連	(2)	輸入免税制度の適用廃止	<p>・2011年10月19日、国際貿易産業省(MITI)は、マレーシア鉄鋼連盟(MISIF)に対して、鉄鋼製品の関税引き下げ(25% 15%)とともに免税制度(MIDAスキーム)の廃止を提案。MISIFは同案に反対を表明。</p> <p>2011年12月9日、JACTIMから、MITIの免税制度の廃止案は産業の国際競争力の低下につながるとして、同じく反対意見書をMITI宛てに提出した。</p> <p>(継続)</p>	<p>・免税制度の維持、日馬EPA免税スキームの早期履行。</p>	
	日鉄連	(3)	輸入税免税の判断基準の不透明、手続の煩雑・遅延	<p>・2006年12月、現地ミルが生産を開始して以降、電気亜鉛めっき(EG)鋼板の輸入免税枠取得に長期間を要する。</p> <p>2009年8月1日、鉄鋼産業政策の見直しにおいて、輸入品割合制度、セクター用途免税制度が撤廃された。国内で製造できないものに限り免税を認める。</p> <p>(問題点)</p> <p>政府(MIDA)の免税条件の「国内製造の可否」の判断基準が不透明のため、安定供給の障壁、障害となっている。具体的には申請量を減じて認めるケース、免税許可まで期間をかけるケース、輸入者毎に採否が分かれるケース等がある。また、判定に供給能力、ユーザーの評価・意見が考慮されていない。</p> <p>2013年2月1日から熱延鋼板に関する18の工業規格に該当する品種について免税制度の適用を廃止することを公表。また、19の工業規格については、同年3月に発足したMIDA・免税委員会にて許可が下りれば免税措置を適用。</p> <p>2016年4月、従前認められていた、再輸出向け製品の原材料に対する免税制度が廃止され、関税還付制度(duty drawback)に変更。</p> <p>(変更)</p>	<p>・手続きの円滑化。</p> <p>・免税制度の基準の透明化。</p>	

経由団体:各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	経由団体	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
9	日機輸			・担当職員によって免税必要条件等の意見が分かれ計画通りに進まない事がある。1回目の輸入時と2回目の輸入時で関税判断が変わる事がある。	・透明性の確保及び明確な判断基準の提示。	
	日鉄連	(4)	日馬EPAの免税スキームの不透明	・2006年7月13日、日馬EPAのNote13による免税スキームは、MIDAの免税スキームと異なり、自動車、家電など8用途向けの原材料に対するユーザーの評価・意見(スペック、グレード、量)をもとに免税が認められるとなっているが、細則がないため免税スキームを利用できない。 2012年末までに改正関税令に反映されると伝えられているものの、関税令の改正作業が遅延している模様。 (継続)	・日馬EPAの免税スキームの運用細則の早期整備。	
	日機輸	(5)	FTAオンライン申請時の部品登録数の制限	・FTAのオンライン申請において、各製品毎に250の部品までしか登録できないが、ほとんど全ての家電製品は250以上の部品で構成されるため、250品目を超えた部品に関しては全て一点毎マニュアル登録を余儀なくされている。 (継続)	・ユーザーズを踏まえたシステム改善をお願いしたい。例えば、オンラインで登録可能な部品を1,000品目まで増やして欲しい。	
	日鉄連	(6)	輸入許可(I/L)制度	・1982年11月25日、現地ミルの稼動に伴い、線材(普通鋼)、棒鋼・線材(合金鋼)のI/L制度を制定。 ・1985年8月15日、ピレット、再圧延用コイルのI/L制度を制定。 ・1999年4月2日、熱延・冷延鋼板のI/L制度を制定。 熱延は現地ミル稼動のため、冷延は市場動向把握のため。 現地ミルによるApproval Permissionが必要となる。 ・2013年3月1日、Customs Order 2012により上記合金鋼が対象外となる。 ・2014年1月1日、7227類が追加。 ・2015年10月、膨大な申請書類の準備、登録システムの不具合等、申請者に大きな作業不可が継続。 ・2017年8月、熱延鋼板、冷延鋼板、表面処理鋼板、鋼管類の一部HSコードに対する輸入ライセンスの取得が廃止。 (追加)	・制度の撤廃。	
	日鉄連	(7)	セーフガード措置の濫用	・2014年8月18日、MITIは、JIKANGの要請により、厚板の輸入急増と国内生産者の重大な損害に因果関係があるとしてセーフガード措置に向けた調査を開始。 2014年12月11日、MITIは、日本を含む42カ国を対象に暫定SG税率(23.93%)を同年12月14日より200日間賦課する旨、公告。 2015年7月1日、MITIは、日本を含む42カ国を対象にセーフガード措置(1年目17.40%、2年目13.90%、3年目10.40%)を発動する旨、公告。 (継続)	・措置撤廃。	
	日鉄連			・2016年5月28日、MITIがMalaysia Steel Associationの要請により、鉄筋用棒鋼に対するセーフガード調査を開始。 2016年9月23日、仮決定の官報公示。暫定SG税13.42%(40カ国を対象に2016.9/26~2017.4/13の間賦課)。	・調査中止。	

経由団体:各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	経由団体	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法	
9	日鉄連			<p>2017年4月13日、最終決定の官報公示。40ヵ国を対象に13.42% (17/4.14 ~ 18/4/13)、12.27% (18/4/14 ~ 19/4/13)、11.10% (19/4/14 ~ 20/4/13)。</p> <p>(追加)</p> <p>・2016年5月29日、MITIがMalaysia Steel Associationの要請により、線材・バーインコイル(鉄筋用)に対するセーフガード調査を開始。</p> <p>2016年9月23日、仮決定の官報公示。暫定SG税13.90% (42ヵ国を対象に2016.9/27 ~ 2017.4/14の間賦課)。</p> <p>2017年4月23日、最終決定の官報公示。42ヵ国を対象に13.90% (17.4/15 ~ 18.4/14)、12.90% (18/4/15 ~ 19/4/14)、11.90% (19/4/15 ~ 20/4/14)。但し、直径16.0mm超、炭素含有率0.60%以上のものは除く。また、自動車、電機・電子、オイル・ガス、耐震建築用は除外。</p> <p>2017年8月4日、高等裁判所がSteel Wire Association of Malaysia (輸入者団体)の不服申立を受け、judicial reviewを実施する旨決定。</p> <p>(追加)</p>	<p>・調査中止、もしくは再輸出向けの除外。</p>		
	日機輸	(8)	TPP協定の暫定案文のISDS条項に対する懸念	<p>・TPP協定の暫定案文第9章(投資章)にあるISDS条項(Investor-State Dispute Settlement Clause: 投資家対国家間の紛争解決条項)により、TPP参加国とのビジネスにおける偏った訴訟リスクの懸念がある。</p>	<p>・ISDS条項に対する再検討。</p>	<p>・TPP協定の暫定案文</p>	
	日機輸	(9)	液晶モニター(IDP/IWB)の関税分類	<p>・液晶モニター(IDP/IWB)の輸入通関において、従来より、分類「その他カラーモニター(8528.59.10.00 / 関税25%)」で輸入通関。WCOのHSコード改定(HS2017)後、新設された分類「PCに直接接続でき、それと共に使用するよう設計されたモニター(8528.52.00.00 / 関税0%)」での輸入通関に取組み中。</p>	<p>・関税分類のルールに則った適正な関税分類になるように働きかけて頂きたい。</p>	<p>・CO(世界税関機構)のHSEN(関税分類解説)の通則(1、6)</p>	
12	為替管理	自動部品	(1)	新為替管理規制の導入	<p>・2016年12月2日にマレーシア中銀が発表した新為替管理制度により、輸出代金75%のリンギットへの両替義務付け、ネットィング(相殺取引)の禁止等が定められ、12月5日より即時適用開始となった。当社はマレーシア現法との間で円建・ドル建ての輸出入取引を行っており、新規制適用により両替コスト増が見込まれる。</p> <p>(変更)</p>	<p>・規制内容が厳格なため、緩和していただきたい。</p> <p>・新外為規制導入に際しては、企業側の工数を考慮し、発表から適用までに十分な時間を確保していただきたい。</p>	<p>・マレーシア中央銀行 Foreign Exchange Administration Rules (2016年12月2日発表、2016年12月5日施行) <a href="http://www.bnm.gov.my/index.php?ch=en_press&amp;pg=en_press&amp;ac=4316&amp;lang=en">http://www.bnm.gov.my/index.php?ch=en_press&amp;pg=en_press&amp;ac=4316&amp;lang=en</a></p>
		日機輸		<p>・新外国為替規制のうち、特に次の内容が為替リスクを生じさせ、当社ビジネスに大きな影響を与えている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 輸出代金の75%のリンギ転強制</li> <li>- マレーシア国内の外貨決済禁止</li> <li>- ネットィング取引の禁止</li> </ul> <p>(内容・要望ともに変更)</p>	<p>・規制の撤廃。</p>	<p>・マレーシア中央銀行 Foreign Exchange Administration Rules (2016年12月2日発表、2016年12月5日施行)</p>	

経由団体: 各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	経由団体	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
12	日機輸			・2016年12月5日、新為替管理制度により輸出代金の75%、国内取引の100%をRM両替強制により、オペレーション上の課題から国家としての信用問題に。	・為替規制の完全撤廃。	・マレーシア中央銀行 Foreign Exchange Administration Rules (2016年12月2日発表、2016年12月5日施行)
14 税制	日機輸	(1)	GST還付の遅延	・GST(間接税)還付遅延化。	・制度通りの運用。	
	日機輸	(2)	源泉税の頻繁かつ曖昧な税制改正	・2国間租税条約と法令が混在かつ変更が頻発している。 日馬租税条約においては免税となるサービスであっても、「馬国外サービスに対する源泉税の免税(exemption order No.9)」にて馬国内でのサービス分については源泉要とされ日本側での税額控除申請が困難。 「exemption order No.9」において馬国内サービス分は源泉要、馬国外でのサービス提供分が源泉不要とされるが、サービス提供場所の判断基準も曖昧。	・法令及び条約の整理。 ・サービスが実際に海外で実行されたということを証明する明確な判断基準の提示。	・日馬及び星馬租税条約 ・「Income Tax (Exemption) (No. 9) Order 2017馬国外サービスに対する源泉税の免税」
	日機輸	(3)	源泉徴収税の課税	・2017年の税制改正により、国内での技術サービスに加え、国外での技術サービス提供に対する支払いについても源泉税が課税されることになり、日系企業の負担増となっていた。しかし、2017年9月6日より、源泉徴収税の課税対象外とする省令が出された。	・ひとまずは、産業界からの働きかけが奏功した。	
	日機輸	(4)	厳格な移転価格税制	・現地の移転価格税制上、期間検証が法律上明確でなく、実務レベルでは認められていないという状況にある。現地の損益は外的な要因にも左右されるため、単年度で確実な利益を確保するようなTPの設定は実務上非常に困難である。また、更正された場合のペナルティも非常に高い。	・OECD原則に則り、最低3年程度の通算検証を認めるよう、法律による明確化して頂きたい。	・移転価格税制(法人税法)
	日機輸	(5)	OECDルール以上の移転価格税制監査	・移転価格税制監査のOECDルール以上の運用強化(2017年9月16日以降に発生した国外役務費は源泉税の対象外に取扱いが軽減された)。	・OECDルールに則った運用。	・マレーシア法人所得税 他
	日機輸	(6)	解釈の相違	・日本国内事業所得に対するDTA(繰延税金資産 - 税効果会計に関する借方科目 (Deferred tax assets))解釈の相違。	・日馬専門家によるG2G協議必須。	・マレーシア法人所得税 他
16 雇用	日機輸	(1)	最低賃金制度の導入による大幅賃上げ	・最低賃金アップによる製造人件費上昇、2年毎に見直しされる予定(2018年協議中)。 最低賃金アップに関わる基準、決定プロセスが非公開透明性に欠ける。	・2018年は完全に据え置き。 - 製造コストアップ負担大きすぎる。 - 外国人労働者への偏った賃上げに繋がる。 ・ASEAN全体を俯瞰し、中長期的な視点での議論が必要。	
	日機輸	(2)	外国人労働者に対する雇用課徴金倍増	・製造業における外国人労働者に対する課徴金が、2016年8月からRM 1,850/年に引き上げられた。 (内容・要望ともに変更)	・当該課徴金は外国人労働者への依存を軽減するための財源として活用して頂きたい。 ・当該課徴金の使途の透明性を求めたい。	

経由団体:各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	経由団体	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
16	日機輸			<ul style="list-style-type: none"> <li>外国人労働者新規雇用凍結による労働力不足。上記 2020年 外国人労働者キャップ15% 外国人労働者の人材派遣禁止(変動費の固定費化、コストアップ)。</li> <li>外国人労働者の人头税(年RM1,850)雇用主負担に変更(2018年1月~)。</li> <li>雇用保険導入(2018年1月~)によるコストアップ。</li> </ul> (内容・要望ともに変更)	<ul style="list-style-type: none"> <li>外国人労働者新規雇用凍結の完全解除。</li> <li>雇用枠(Quata)の完全撤廃。</li> <li>請負・派遣に関する法整備と双方を選択活用できる(含外国人労働者派遣)。</li> <li>外国人労働者雇用トータル視点で議論、解決すること(現状、政策単体の議論)。</li> </ul>	マレーシア第11次計画(国家経済計画)
	日機輸			<ul style="list-style-type: none"> <li>外国人労働者を雇用する際にかかる課徴金である人头税の支払いを雇用主に義務付けることを盛り込んだ新政策が急ぎよ2017年1月1日付けでの導入が発表された。負担増となることから業界団体が反発した結果、マレーシア政府は1年間導入を延期すると発表し翌年導入された。</li> </ul> (変更)	<ul style="list-style-type: none"> <li>人头税(Levy)の雇用者負担方針の見直しや、透明性のある外国人労働者雇用に関するシステムの実現。</li> <li>引き続き雇用者負担の軽減を訴え続ける。</li> </ul>	
	フル工 自動部品			<ul style="list-style-type: none"> <li>2018年1月1日から新規雇用者に対する人头税(Levy)が、雇用主負担となった。</li> </ul>		
	日機輸			<ul style="list-style-type: none"> <li>外国人労働者の雇用にかかる課徴金(レビー)を雇用者負担とする件は、産業界からの反発を受けて当初予定の2017年1月から2018年1月に延期となったものの、実施されている。</li> </ul> (変更)		
日機輸	(3) 外国人労働者の割合の制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>マレーシア政府は、労働集約型産業における自動化・機械化を進め、第11次5カ年計画(16~20年)の最終年となる2020年には外国人労働者の全労働人口に占める比率を15%以内に抑え込むとしている。</li> </ul> (継続)	<ul style="list-style-type: none"> <li>産業Sectorによって状況が異なるため、一律ではなく各Sector毎のターゲット設定をするなど、現状を鑑みたターゲット設定をして頂きたい。</li> <li>政策決定にあたっては産業界と協議の場を設けて欲しい。</li> </ul>			
	自動部品	(4) 社会保障協定の未締結	<ul style="list-style-type: none"> <li>社会保障協定の協定未締結国においては、海外駐在員は現地の社会保障に加入しており、二重負担となっている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>協定締結の交渉を進め頂きたい。</li> </ul>		
17 知的財産制度運用	日機輸	(1) 審査官の裁量による実体審査の延長期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>庁通知に対する応答期間は、2ヶ月という短い期間。期間延長は1回のみ可能で、延長期間は出願人が希望する月数を申請する。ただし、期間延長は登録官の裁量事項であり、延長が認められるのが厳しい場合もある。出願人が延長を希望しても審査官の裁量で延長できない場合がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>通常実体審査における延長を審査官の裁量ではなく出願人によって決めさせて欲しい。</li> </ul>		
	日機輸	(2) 通常実体審査請求後の修正実体審査への移行不可	<ul style="list-style-type: none"> <li>通常実体審査を一旦請求すると、修正実体審査に移行することができない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>通常実体審査といっても、他国特許クレームに一致させる補正を要求されることが多い。よって、通常実体審査を請求した場合でも、修正実体審査に移行することを認めて欲しい。</li> </ul>		

経由団体:各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	経由団体	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法	
17	日機輸	(3)	拒絶査定、特許査定時の分割出願不可	特許法第26B条(1)の適用上、 (a) ある出願が、特許法第26条の違反を理由に同法第30条(1)又は第30条(2)の下になされた審査に関する審査官の報告書中の異論に従い分割される場合、かかる分割の申立は、当該報告書が郵送された日から3ヵ月以内になされなければならない、また (b) その他の場合は、出願は、出願人自身の自発的意志により、特許法第30条(1)又は第30条(2)に基づき作成された審査官の最初の報告書の郵送後3ヵ月以内に分割を申し立てることができる。(規則19A) 上記規制により、(a)拒絶査定、特許査定時に分割することができない。また、(b)最初の報告書の郵送後3ヶ月を経過した場合に分割することができない。	・出願人が自発的に分割出願することができるタイミングを増やして欲しい。	・マレーシア特許規則19A 出願の分割	
	日機輸	(4)	不明確な第一国出願義務の法令規定	・現地開発ニーズが高まる新興国において、当該国における第一国出願義務が法令で規定されている国が依然として多いが、その法令が明確でないため、有効な知的財産権の確保が困難な場合がある。 また、多数国間にまたがる研究開発活動が必要とされる今日、複数国での第一国出願義務が抵触するリスクが懸念される。 (継続)	・第一国出願義務の緩和撤廃、又は法令条文の明確な規定をお願いしたい。 ・多数国間での取り決めなどにより、国を跨る研究開発への第一国出願義務の適用緩和などを推進していただきたい。		
	製薬協	(5)	強制実施権の発動	・医薬品の価格低下 / 保険財政の問題解決を意図した強制実施権の発動の動きがある。コロンビアは、一昨年、特許を侵害しないジェネリック薬が販売されているにも関わらず、強制実施権の発動を新薬の価格を下げるための圧力として用いた。マレーシアは、慢性C型肝炎治療薬について特許権者が自発的ライセンスの用意があることを公表したにもかかわらず、昨年9月に強制実施権を発動した。チリでは、昨年3月に国会議員が保健省に高価格医薬品への強制実施権の発動を求めて請願書を提出した。インドネシアの改正特許法には、強制実施権一般についての81条～92条に加えて、ヒトの疾患の治療のために国内で特許医薬品を製造する強制実施権の発動を許容する第93条が設けられた。	・TRIPS協定31条の条件を満たさない、安易な強制実施権の発動は止めて頂きたい。 ・強制実施権発動の基準や手順を明確化していただきたい。	・TRIPS協定31条	
19	工業規格、基準安全認証	日鉄連	(1)	適合性評価手続の厳格化、煩雑	・2009年10月13日、適合性評価証明書(COA: Certificate of Approval)が必要となる鉄鋼製品の品目数が627品目から187品目に削減し再開。LMWとFIZ、500KG以下の鋼材輸入におけるCOA取得義務を免除。また、製造者とスチール・サービスセンターを対象に5産業(自動車、電機・電子、航空宇宙、石油・ガス、海運・造船)向けの特定鋼材は除外が認められる。なお、個別製品は申請により、SIRIMの判断で免除される場合がある。現時点のCOA検査は、前記の除外品を除き、同一の製造工場、鋼種、スペックでも船積毎、サイズ毎にサンプル抽出、検査を受けなければならない。このため、過大な検査費用と事務手続きを負っている。また、SRIM適合性認定検査はミルの検査項目と多くが重複、不良材防止よりは輸入遅延、手続き煩雑化を招いており早期に廃止、簡素化が望まれる。2012年12月31日、2013年3月1日から適合性評価手続の対象品目を141とすることを公表。 (継続)	・制度の撤廃。 ・手続き(含.除外制度)の明確化・簡素化。 ・検査費用削減。	・Custom(Prohibition of Imports) Order 2012

経由団体: 各団体の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	経由団体	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
19	日鉄連			<p>・2013年2月21日、COA制度手続厳格化 (HS144品目に対し輸入時COA取得義務付け、TCOA廃止(但し、6ヵ月は移行期間)。特定5用途向け特定品については、従来どおり年に一度の包括申請が可能。COA申請プロセス変更 = 1.長期(海外認証機関、SIRIMによる製品認証検査、1年有効) or 2.短期(海外/地場の公認ラボによるフルタイプ。都度有効)。 積港でのサンプル検査、SIRIMの工場訪問等、手続厳格化。短期手続(ST)には、小規模輸入者用に揚港でのサンプリングスキームも存在。 2013年8月22日、施行。 2014年8月4日、HS144品目に対するMS適合性評価手続きの対象が171品目に拡大(二次製品含む)。 2015年3月、短期手続きにおける検査費用が過大。 2016年7月20日、SIRIMがMS規格でCOA取得が求められる14規格を公表(公表後3回修正が行われた)。(2017年8月1日のB/L(船荷証券)分から適用) 2017年4月1日、CIDBが2016年9月1日以降、オイル・ガス向け建材用鉄鋼製品に対するCOA Exemptionを廃止する旨、通達を公表。 HS7227、7228が適合性評価手続きの対象に追加。 (追加)</p>	<p>・制度の撤廃。 ・手続き(含、除外制度)の明確化・簡素化。 ・検査費用削減。</p>	<p>・Custom(Prohibition of Imports) Order 2012</p>
	日鉄連			<p><b>(対応)</b> ・2008年11月15日、出荷毎にSIRIM(マレーシア標準工業研究所)のCertificateが必要となる。検査官による検査が保税倉庫、或いは税関の倉庫で行われるため、荷物を揚げた後、横持ちする必要がある。また倉庫への出し入れに費用がかかり、3日以上掛かる場合は費用が発生する。さらに検査およびCertificate発効にも費用が発生する。 ・2009年8月1日、鉄鋼産業政策の見直しによって対象品目が鋼板類などに拡大され、627品目が対象となる。輸入手続の煩雑化・追加費用の発生・流通障害要因となる。 ・2009年8月13日、輸入混乱でCOA実施を一時見合わせ(～2009年10月12日)。 (対応記載済み)</p>		
	日機輪	(2)	ASEANにおける電気電子製品の安全規格・相互認証の不備	<p>・2015年10月よりデジタルAV機器のデジタルロゴ認証のルールが変更され、それまでマレーシア現地生産法人の自己認証で許可されていたものが、ベトナム政府が認可したテストラボのデータしか使えなくなった。 (継続)</p>	<p>・ベトナムとマレーシア間で相互承認協定(MRA)を早期締結して欲しい。若しくは、ASEAN(AEC)における基準認証統一化を早期に実現して頂きたい。</p>	
26	その他	日機輪	(1) 水供給の不足・不安定	<p>・公道の配管破損等により、水が供給されないトラブルが現在でも多発している。 過去の断水履歴 - 2012～13年、配管破損、設備故障による水圧低下や断水:8回 - 2014年、同上トラブル:1回 ダム水位低下による断水:13回(最長断水1.5日) - 2015年、配管破損による断水5回 - 2016年、配管破損による断水2回 - 2017年、配管破損による断水3回 (追加)</p>	<p>・左記のような問題が発生しないよう、インフラを整備して頂きたい。</p>	<p>・Lembaga Urus Air Selangor(水道局) <a href="http://www.luas.gov.my/">http://www.luas.gov.my/</a></p>

経由団体:各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。